

土地区画整理法第60条第1項の規定による京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業崇仁北部第一地区土地区画整理審議会の委員の補欠選挙期日を平成26年1月12日と定めたので、土地区画整理法施行令(以下「施行令」という。)第19条の規定により公告します。

なお、この選挙について施行令第20条の規定により作成する選挙人名簿を施行令第21条第1項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年10月23日

京都市長 門川大作

- 1 縦覧期間 平成25年11月20日(水)から
平成25年12月3日(火)まで
- 2 縦覧時間 午前10時から午後5時まで
(ただし、正午から午後1時までを除く。)
- 3 縦覧場所 (平日) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課内
(土・日)京都市下京区川端町13
下京いきいき市民活動センター(別館)内
(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)